

一般競争入札説明書
(軽自動車の売買契約)

この入札説明書は、以下の物品の売買契約について次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うにあたり、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 公告日： 令和6年7月19日

2 入札に付する事項

- (1) 品名・数量： 軽自動車 1台
- (2) 納入期限： 令和7年2月28日（金）
- (3) 納入場所： 南部農業改良普及センター
(901-1115 南風原町山川517)
- (4) 要求部署： 沖縄県農林水産部農営農支援課
- (5) 入札条件書・契約書案：別添1-1、1-2のとおり

3 入札条件書に関する質問及び回答について

入札条件書等に関する質問は、令和6年8月8日（木）正午までに、ファクシミリ（任意様式）で受け付ける。電話または窓口での口頭による質問は、原則として受け付けない。（物品管理課 F A X : 098-866-2842）

質問に対する回答は、物品管理課ホームページに掲載する。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札公告に示すとおり。

5 入札に参加することができない者

入札公告に示すとおり。

6 入札への参加申請について

(1) 申請方法

入札への参加を希望する者は、次に掲げる申請書等を持参又は郵送（簡易書留等）により物品管理課へ提出し、入札参加資格の有無について確認を受けるものとする。

なお、不備等がある場合は受付期間内に補正しなければならない。

- ア 申請書等提出確認表
- イ 一般競争入札参加資格確認申請書
- ウ 登記事項証明書の写し（3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書の写し）

(案)

- エ 入札保証金納付発行依頼書
オ 入札保証金免除申請書、同種・同規模契約の履行実績
※オを提出する者は、履行実績がわかる契約書（写）と納品書（写）も提出すること
- } ※いずれかを提出

カ 確約書

キ 車両の機能等証明書

ク 返信用封筒（入札参加資格確認結果通知用）

※長形3号の封筒に84円切手を貼付し、貴社所在地、宛名人等を記入すること。

(2) 入札保証金

入札公告に示すとおり。

(3) 申請書等の受付期間及び提出先

ア 期間 公告日から**令和6年7月29日(月) 午後5時00分 必着**

ただし、受付最終日に、沖縄県本庁機関が台風等により業務停止（一部停止も含む）となった場合には、当日消印も有効とする。

イ 提出先 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県物品管理課 仲栄真あて

(4) 入札参加資格の確認結果通知

結果は書面にて通知する（(1)クの封筒を用いて送付）。

なお、入札に参加できないと通知された者は、通知日の翌日から起算して5日以内（※必着）に、書面をもって物品管理課長に説明を求めることができる。

7 入札書の提出方法等について

(1) 入札書の作成及び提出方法

ア 入札書は、別添3-1の様式を使用し、入札者の所在地、商号、氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額のうち課税対象金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（ただし、非課税対象額については100分の100の額）を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法

8(1)の物品管理課に令和6年8月14日(水)午前10時に持参し、入札者が他人に代理させるときは、必ず委任状を提出すること。

8 入札執行の場所及び日時

(1) 場所：沖縄県出納事務局物品管理課 入札室（本庁舎2階）

(2) 日時：令和6年8月14日(水) 午前10時00分

ただし、開札日に、沖縄県本庁機関が台風等により業務停止（一部停止も含む。）となった場合には、開札を中止または延期し、新たな日程等については後日別途通知する。

9 入札執行に関する事項

(1) 入札心得

- ア 入札者は、契約内容及び入札条件等を熟知の上、入札しなければならない。
- イ 入札者は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、又は撤回することはできない。

(2) 開札方法

- ア 開札は、8で指定する場所及び日時で行う。
- イ 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- ウ 開札の結果落札者がいない場合は、再度入札を行う。
- エ 再度入札は2回（初回と合わせ計3回）までとする。

(3) 入札の取り消し等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、無効の入札をした者は、再度の入札に加わることができない（ただし、イ、ウに該当する場合を除く。）。

- ア 入札参加資格のない者のした入札
- イ 入札書の表記金額を訂正した入札
- ウ 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- エ 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- オ 連合その他不正の行為があった入札
- カ 入札条件に違反した入札
- キ 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- ク 入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札
- ケ 入札の日から落札決定の日までにおいて、県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者のした入札
- コ 委任状を持参しない代理人のした入札
- サ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

10 持参するもの

- (1) 入札書、委任状(代理人が入札をする場合)
- (2) 印鑑（書類に訂正等がある場合や再入札に必要となるため）
 - ア 代表者が参加をする場合 会社代表者印
 - イ 代理人が参加をする場合 委任状の代理人使用印
- (3) 再入札の入札書数枚（再入札に使用するため）

11 落札者の決定方法

- (1) 落札決定にあたっては、有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき価格の入札書を2人以上が提出している場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約ができるものとする。

12 契約に当たっての留意事項

(1) 契約事項等

- ア 契約事項は、契約書（案）及び入札条件書による。
- イ 落札者は、発注者が作成する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約を取り交わすものとする。
- ウ 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- エ 落札者がイに定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(2) 契約保証金

落札者は、財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条の規定により、契約金額（税込）の100分の10以上を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- ア 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- イ 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2件以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13 その他

- (1) 入札参加資格通知書を受領した後、入札書を提出する前に入札を辞退する場合は、入札辞退届（別添3-2）を提出すること。
- (2) 天災、その他やむを得ない理由により開札ができない場合は、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札説明書に記載された内容の無断転載及び転用は禁止する。
- (4) 落札決定後、契約締結等に関する調整がある場合は、誠実に対応すること。

(関係様式等)

- 別添1-1 入札条件書
- 別添1-2 物品売買契約書（案）

(案)

- 別添 2 - 1 申請書等提出確認表
 - 別添 2 - 2 一般競争入札参加資格確認申請書
 - 別添 2 - 3 入札保証金納付書発行依頼書
 - 別添 2 - 4 入札保証金免除申請書
 - 別添 2 - 5 確約書
 - 別添 2 - 6 車両の性能等証明書
- } ※いずれかを提出
-
- 別添 3 - 1 入札書
 - 別添 3 - 2 入札辞退届
 - 別添 3 - 3 委任状